平成２９年（フ）第６７８９号
東京都港区芝浦４丁目２―22―318
債務者　小東沙也香
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７９３号
東京都練馬区光が丘３丁目３－１―714
債務者　佐藤　光子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７９６号
東京都足立区千住宮元町30―16―109
債務者　吉永　泰基
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８０５号
東京都板橋区高島平２丁目５―13―201
債務者　伊藤　　剛
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８１０号
東京都調布市国領町７丁目73―４―301
債務者　松下　祥大
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８１２号
東京都練馬区旭丘２丁目25―10―402
債務者　小室　利恵
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８１３号
東京都町田市広袴３丁目39―３
債務者　池田　まゆ
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８１７号
東京都江戸川区瑞江１丁目２－５
債務者　青山　政江（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３７号
東京都青梅市長淵２丁目513番地の２ル・ボヌールＢ202
債務者　永田　綾美
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３２１号
静岡県浜松市西区舞阪町浜田713番地の２ハイツサンマリエ101、前住所静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3110番地の１
債務者　藤井シルビオこと　フジイ　シルビオサトシ
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３３０号
静岡県湖西市鷲津2091番地の１
債務者　星川　恵理
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３３２号
静岡県浜松市中区和合町315番地の1304　サンバードⅢ306号
債務者　伊藤三津子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
長崎県佐世保市瀬戸越町1291番地
債務者　田中美智子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
長崎県佐世保市原分町305番地１　コーポ丸田201
債務者　田代　洋一
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
長崎県佐世保市崎岡町971番地２　県営住宅崎岡団地６棟103号、前住所長崎県佐世保市広田２丁目228番地５　ビバブルエクティⅠ棟102号室
債務者　小松　美枝
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係